

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 と、畜場法施行細則の一部を改正する規則
◇告 示 字の区域を変更する旨の届出

字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出

字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出

字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地処分

”

”

土地区画整理法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

”

規 則

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則

と、畜場法施行細則(昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表中「株式会社大山ハム附属夜見と、畜場」を「日清ハム株

式会社夜見と、畜場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十五年三月十二日現在の地番による。）
大字細川字高濱	<p>大字細川字高濱のうち七二六の二二六の一部、七二六の二二八の一部、七二六の三四六の一部、七二六の三六〇から七二六の三七七までの一部、七二六の四四五の一部、七二六の四六〇から七二六の四七八までの一部、七二六の四七九から七二六の四九四まで、七二六の四九五から七二六の四九九までの一部、七二六の五〇九の一部、七二六の五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外に大字海士字高濱八八九の八七の一部、八八九の三三三から八八九の三四〇までの一部、八八九の四二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字海士字高濱	<p>大字細川字高濱七二六の二二六の一部、七二六の二二八の一部、七二六の三四六の一部、七二六の三六〇から七二六の三七七までの一部、七二六の四四五の一部、七二六の四六〇から七二六の四七八までの一部、七二六の四七九から七二六の四九四まで、七二六の四九五から七二六の四九九までの一部、七二六の五〇九の一部、七二六の五一〇の</p>

一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字海士字高濱のうち八八九の八七の一部、八八九の三三三から八八九の三四〇までの一部、八八九の四二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和四十六年三月一日現在の地番による。）
<p>大字細川字上亀井六七〇、六七〇の一、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五の一、六七六の一、六七六の二、六七七、六七七の三及びこれらと一体をなす国有地、大字細川字下亀井六七八、六七八の一、六七九、六七九の一、六八〇、六八〇の一、六八一、六八一の一、六八二、六八二の一、六八三、六八三の一、六八四、六八四の一、六八五、六八五</p>	

00624

大字細川字亀井

の一、六八六、六八六の一及びこれらと一体をなす国有地、大字細川字高江尻六八七、六八七の一、六八八、六八八の一、六八九、六八九の一、六九〇、六九〇の一、六九一、六九一の一、六九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池四三二の一の一部、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三五の一及び四三六の一、大字海士字和田新田四五三、四五三の一、四五三の二、四五四、四五四の一、四五五、四五五の一、四五六、四五六の一、四五七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字海士字流山四七六の一、四七七、四七七の一、四七八、四七八の一、四七八の二、四七九の一、四七九の八及びこれらと一体をなす国有地

大字細川字西澤

大字細川字高江尻六九二の一部、六九二の一、六九三、六九三の一、六九四、六九五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字細川字上西澤六九六、六九六の一、六九七の一、六九七の二、六九八、六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇一、七〇二、七〇三の一、七〇四の一、七〇五、七〇六、七〇七の一、七〇八の一、七〇九、七一〇、七一一の一、七一二の一、七一三、七一四、七二四の一、七二五の一、七二五の二、七二六、七二六の一、七二七の二、七二七の四及びこれらと一体をなす国有地、大字細川字下西澤七二七の一、七二八、七二八の一、七二九の一、七二〇の一、七二一の一及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池端四〇二の三、四〇三の一、四〇四の一及び

区域を変更する
字の名称

これらと一体をなす国有地、大字海士字下池四〇五、四〇六の一、四〇七の一、四〇九の一、四一二の一、四二四の一、四二五、四二五の一、四二六の一、四二七の一、四二八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字海士字池四二九の一、四三〇の一及び四三一の一の一部

大字細川字上亀井

同上の区域(昭和四十六年三月一日現在の地番による。)
大字細川字上亀井のうち六七〇、六七〇の一、六七一、六七二の一、六七二、六七二の二、六七三の四、六七三の九、六七五、六七五の一、六七六の一、六七六の二、六七七、六七七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字細川字下亀井

大字細川字下亀井のうち六七八、六七八の一、六七九、六七九の一、六八〇、六八〇の一、六八一、六八一の一、六八二、六八二の一、六八三、六八三の二、六八四、六八四の一、六八五、六八五の一、六八六、六八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字細川字高江尻

大字細川字高江尻のうち六八七、六八七の一、六八八、六八八の一、六八九、六八九の一、六九〇、六九〇の一、六九一、六九一の一、六九二、六九二の二、六九三、六九三の一、六九四、六九五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字細川字上西澤のうち六九六、六九六の一、六九七の一、六九七の二、六九八、六九九の一、六九九の二、七〇〇の

<p>大字細川字上西澤</p> <p>一、七〇一、七〇二、七〇三の一、七〇四の一、七〇五、七〇六、七〇七の一、七〇八の一、七〇九、七一〇、七一の一、七一二の一、七一三、七二四、七二四の一、七二五の一、七二五の二、七二六、七二六の一、七二七の二、七二七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字細川字下西澤</p> <p>大字細川字下西澤のうち七二七の一、七二八、七二八の一、七一九の一、七二〇の一、七二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字海士字流山</p> <p>大字海士字流山のうち四七三、四七三の一、四七三の二、四七四、四七四の一、四七四の三、四七五の一、四七五の二、四七五の八、四七五の九、四七五の一一、四七五の一二、四七六の一から四七九の一まで、四七九の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字海士字糞箱</p> <p>大字海士字流山四七三、四七三の一、四七三の二、四七四、四七四の一、四七四の三、四七五の一、四七五の二、四七五の八、四七五の九、四七五の一一、四七五の一二、四七六の二、四七七の二、四七七の三、四七八の三から四七八の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字和田新田四五三の三から四五三の五まで、四五四の二、四五四の三、四五五の二、四五五の三、四五六の二から四五六の四まで、四五七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池中四三六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字海士字雌尾ノ沖四三七の一の一部、四三七の二</p>
<p>の一部、四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字雌尾ノ下三七七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字海士字糞箱のうち四六六の一部、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字海士字雌尾ノ下</p> <p>大字海士字糞箱四六六の一部、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池中四二九の二、四三〇の二、四三一の二、四三二の二、四三三の二、四三四の二、四三五の二、四三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字下池中四一四の一部、四一五の一部、四一六から四二二の二まで、四二三の一の一部、四二三の二の一部、四二四の二の一部、四二五の二、四二六の二、四二七の二、四二八の二及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池端三九五の一の一部、三九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字乙ノ橋三三〇の一、三三三、三三四、三三七、三二七の一及び三二九と一体をなす国有地の一部、大字海士字江ノ端三六一、三六四、三六六、三六七、三六九及び三七二と一体をなす国有地の一部、大字海士字六反田三三〇の一、三三〇の二、三三二の一、三三三の一、三三三の二、三三三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字雌尾ノ沖のうち四三七の一の一部、四三七の二の一部、四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字海士字雌尾ノ下のうち三七七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字海士字池端のうち三九五の二、三九五の二、三九六</p>		

大字海士字池端

の一、三九六の二、三九七の一、三九七の二、三九八の一、三九八の二、三九九の一、四〇〇の一、四〇一の一、四〇二の三、四〇二の一、四〇二の二、四〇二の四、四〇三の一、四〇四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字海士字江ノ端

大字海士字下池中四〇六の二、四〇七の二、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の二、四一〇の一、四一〇の二、四一一の二、四一三の一、四一三の二、四一四の一部、四一五の一部、四二三の二の一部、四二三の二の一部、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字海士字池端三九五の一の一部、三九五の二、三九六の一の一部、三九六の二、三九七の一、三九七の二、三九八の一、三九八の二、三九九の一、四〇〇の一、四〇一の一、四〇一の三、四〇二の一、四〇二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字海士字江ノ端のうち三六一の一部、三六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六一、三六四、三六六、三六七、三六九及び三七二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字海士字乙ノ橋

大字海士字江ノ端三六一の一部、三六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字海士字乙ノ橋のうち三三〇の一、三三三、三三四、三三七、三三七の一及び三二九と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字海士字六反田のうち三三〇の一、三三〇の二、三三三

大字海士字六反田

の一の一、三三二の一、三三三の一、三三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字海士字和田新田、大字海士字池中、大字海士字雌尾ノ沖及び大字海士字下池中

鳥取県告示第四百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年六月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和四十六年二月一日現在の地番による。）

大字湯山字貝塚

大字湯山字臺山二〇九九及び二一〇五の三

大字湯山字御凱陣二二〇八の二、二二〇八の四、二二〇八の六、二二〇九の二、二二一〇の二及び二二一〇の三並びに大字湯山字高浜二二六四の四五二、二二六四の五六〇から二二六四の六二〇まで、二二六四の六二五及び二二六四の六二六の一部

大字湯山字神社前

00627

大字湯山字三本松	<p>大字湯山字御凱陣二二一の二、二二二の二の二、二二二の二、二二二の三の二、二二二の四の二及び二二一三の二から二二一三の二二まで、大字湯山字御前河原一五三の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字鶴背鼻一五〇の一部、一五〇の二の一部、一五一、一五二の一部及び二二一四の二の一部、大字湯山字岡畑二二一六の一部、大字湯山字東岡土居二二四の七の一部、二二四一の八から二二四一の二一まで、二二四一の二の一部、二二四一の三の一部、二二四一の四、二二四一の五、二二四一の七及び二二四一の一八並びに大字湯山字高浜二二六四の四五〇、二二六四の四五一、二二六四の四五九から二二六四の五五九まで、二二六四の二〇三、二二六四の二〇四、二二六四の六二七の一部、二二六四の六二八及び二二六四の六三一の一部</p>
大字湯山 字和田ガ浜	<p>大字湯山字高浜二二六四の四〇、二二六四の八〇から二二六四の八六まで及び二二六四の六三一の一部</p>
大字湯山 字稲場ガ浜	<p>大字湯山字高浜二二六四の二九から二二六四の三四まで、二二六四の四一から二二六四の四五まで、二二六四の四七から二二六四の六〇まで、二二六四の六二、二二六四の六三、二二六四の六七から二二六四の一〇〇まで、二二六四の六三六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字湯山字稲葉ノ上二二四七の二一</p>

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和四十六年二月一日現在の地番による。）
大字湯山字臺山	<p>区域 大字湯山字臺山のうち二〇九九及び二一〇五の三以外の区域</p>
大字湯山字御凱陣	<p>大字湯山字御凱陣のうち一九一から二〇〇の二まで、二一〇六の二の一部、二二〇六の二の一部、二二〇八の二、二二〇八の四、二二〇八の六、二二〇九の二、二二一〇の二、二二一〇の三、二二一一から二二一三の二二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字湯山 字御前河原	<p>大字湯山字岡畑一四七の一部、大字湯山字鶴背鼻一四九の一部、一五〇の一部及び一五二の一部、大字湯山字高浜二二六四の六二七の一部、大字湯山字御凱陣一九一から二〇〇の二まで、二二〇六の二の一部、二二〇六の二の一部、二二一一の一部、二二一二の二の一部、二二一二の三の一部、二二一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字湯山字御前河原のうち一五三の一部、一五三の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八一の一部、一八二、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字湯山字鶴背鼻	<p>大字湯山字岡畑一四七の一部、大字湯山字御前河原一八〇の一部、一八一の一部、一八二、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字湯山字鶴背鼻のうち一四九の一部、一五〇の一部、一五〇の二、一五一、一五二、</p>

大字湯山字高浜	二二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯山字稲葉ノ上	<p>大字湯山字鶴背鼻一五〇の一部、一五〇の二の一部、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字松永ヶ平一九の二、二二〇及びこれらと一体をなす国有地、大字湯山字東岡土居二二三の三、二二三、二二四の七の一部、二二四の二の一部及び二二四の一三の一部並びに大字湯山字岡畑のうち一四七及び二二六の一部以外の区域</p>
大字湯山字松永ヶ平	<p>大字湯山字松永ヶ平のうち一一九の二、一二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字湯山字東岡土居	<p>大字湯山字東岡土居のうち二三二の三、二三二、二四一の七から二四一の一五まで、二四一の一七及び二四一の一八以外の区域</p>
大字湯山字高浜	<p>大字湯山字高浜のうち二二六四の二九から二六四の三四まで、二六四の四〇から二六四の四五まで、二六四の四七から二六四の六〇まで、二六四の六一、二六四の六三、二六四の八〇から二六四の一〇〇まで、二六四の一〇三、二六四の一〇四、二六四の四五〇から二六四の四五二まで、二六四の四五九から二六四の六二〇まで、二六四の六二五、二六四の六二六の一部、二六四の六二七、二六四の六二八、二六四の六三</p>

<p>一、二六四の六三六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>鳥取県告示第四百二十八号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を法する。</p> <p>昭和四十七年六月二十日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>米田町字谷口</p> <p>同上の区域（昭和四十七年二月十九日現在の地番による。）</p> <p>米田町字村屋敷二〇八の二、二〇九の三及び二〇九の四、米田町字寺邸の全域、米田町字東山田四〇八、四〇九から四〇九の二まで、四一〇の一から四一〇の四まで、四一一の一から四一一の三まで、四一二の次一、四一二の一から四一二の五まで、四一三、四一四の一から四一四の四まで、四一五、四一五の一、四一六、五七〇から五七〇の四まで、五八二及びこれらと一体をなす国有地、米田町字僧ヶ平五六八の三並びに米田町字谷口の全域</p> <p>米田町字村屋敷のうち二〇八の二、二〇九の三及び二〇</p>	

米田町字村屋敷	九の四以外の区域
米田町字東山田	米田町字東山田のうち四〇八、四〇九から四〇九の二まで、四一〇の一から四一〇の四まで、四一一の一から四一一の三まで、四一二の次一、四一二の一から四一二の五まで、四一三、四一四の一から四一四の四まで、四一五、四一五の一、四一六、五七〇から五七〇の四まで、五八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
米田町字僧ヶ平	米田町字僧ヶ平のうち五六八の三以外の区域
廃止する字の名称	米田町字寺邸

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和四十七年六月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、岩美郡福部村大字細川六六三番地五細川土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る細川地区の換地処分をした旨の届出が

あつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、岩美郡福部村大字細川六六三番地五海士土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る湯山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、岩美郡福部村大字細川六六三番地五海士土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る岩戸地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十三号

倉吉市米田団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年五月十八日換地処分を行なつた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三条第四項後段の規定により告示す

る。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年十一月二十二日 鳥取県指令受都計第二千六百九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字道の内三三一―一及び三四―二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町五五九

鳥取ヤクルト販売株式会社

取締役社長 黒川達雄

鳥取県告示第四百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年三月十八日 鳥取県指令受都計第七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市浦津字大石橋北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市浦津三八〇―一

株式会社 山陰ヤクルト工場

代表取締役 永田徳郎